

# 船舶事故調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月31日 10時30分ごろ
発生場所	三重県紀北町 <sup>ひきもと</sup> 引本港 引本港防波堤灯台から真方位196°2,100m付近 (概位 北緯34°05.2′ 東経136°14.3′)
事故の概要	漁船 <sup>やすえい</sup> 康栄丸は、南南西進中、また、プレジャーボートみほ丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 康栄丸、3トン ME3-65747（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート みほ丸、0.6トン 243-36358三重、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷船首部に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、南南西進中、左舷船首方の2隻の船に注意を向け、陸岸に沿って右転しながら航行していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りをして漂泊中、船長Bが、南南西進してくるA船を認め、A船がB船を避航するものと思い、A船の動静に注意しながら漂泊を続けていたところ、A船が針路を変えず、至近に接近して来るので衝突の危険を感じ、機関を始動して後進にかけたが、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、左舷船首方にいた2隻の船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに右転を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船がB船を避航するものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船との衝突を避けるための動作をとるのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが、左舷船首方にいた2隻の船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かずに右転を続け、

	<p>また、船長Bが、A船がB船を避航するものと思い、A船に対する見張りを適切に行っていなかったため、A船との衝突を避けるための動作をとるのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>